

防衛研究所達第4号

表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第10条及び第18条第3項の規定に基づき、防衛研究所の表彰等に関する達を次のように定める。

平成25年12月24日

防衛研究所長 三村 亨

防衛研究所の表彰等に関する達

改正 平成27年 4月10日防衛研究所達第 1号

令和 2年12月21日防衛研究所達第16号

防衛研究所の表彰等に関する達（昭和59年防衛研究所達第15号）の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、防衛研究所における表彰等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 表彰

(職務遂行にあたり功績があった者)

第2条 職務遂行にあたり、業務の処理、改善又は合理化等について功績があり、他の職員の模範として賞揚に値すると認められる者に対して、その功績の程度により、それぞれ賞詞を授与する。

(車両操縦手として功績があった者)

第3条 車両の操縦者が、無事故で車両を操縦し、次の各号の一に該当し、かつ平素の勤務成績が良好である場合には、当該各号に掲げる賞詞を授与する。

- (1) 基準走行距離20,000キロメートルに達したとき 第5級
- (2) 基準走行距離40,000キロメートルに達したとき 第4級
- (3) 前号の賞詞を授与されたのちは、基準走行距離40,000キロメートルに達するごとに 第4級
- (4) 永年にわたり、無事故で長距離を走行し、かつ、勤務成績が極めて良好で、特に他の模範と認められるとき 第3級

2 前項の基準走行距離の算定は、乗用車による走行距離数とする。

3 走行距離の算定は、別表に定めるとおりとし、無事故運転手の意義及び事故認定の基準は、「車両無事故表彰の取扱いについて（通達）」（防人1第541号（39.10.15））第2項に定めるところによる。

（表彰の手續）

第4条 企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「部長等」という。）は、第2条又は第3条に定める表彰に該当する事実を認めた場合には、別紙様式第1又は別紙様式第2により防衛研究所長（以下「所長」という。）に上申するものとする。

2 表彰は、原則として7月下旬（前期）、11月1日（自衛隊記念日）及び3月下旬（後期）（第4条第3項ただし書きの規定に該当する場合を除く。）に行うことができる。

3 第1項の上申期限は、それぞれ6月末日、9月末日及び2月末日までとする。ただし、速やかに表彰することが適当であると認めた場合は、その都度上申するものとする。

4 部長等は、訓令第18条及び第19条に定める精勤章について、2月末日及び8月末日までに所長に対し、同第19条第1項及び第2項に掲げる資格者全員について序列を付した上で、別紙様式第3により上申するものとする。

第3章 感謝状

（感謝状の贈与）

第5条 感謝状は、防衛研究所の調査研究及び教育訓練等に協力し、又は援助して、その功労が著しいと認められる職員以外の者又は団体に対して贈与する。

(感謝状の手続)

第6条 部長等は、感謝状を贈与すべき功労に該当する事実を認めた場合には、別紙様式第4により所長に上申するものとする。

2 感謝状の贈与は、原則として11月1日に行うことができる。

3 第1項の上申期限は、9月末日とする。

附 則

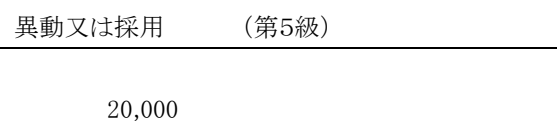
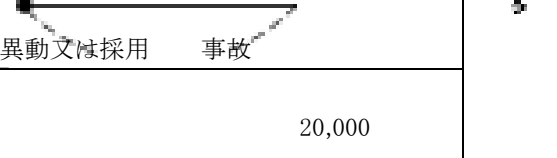
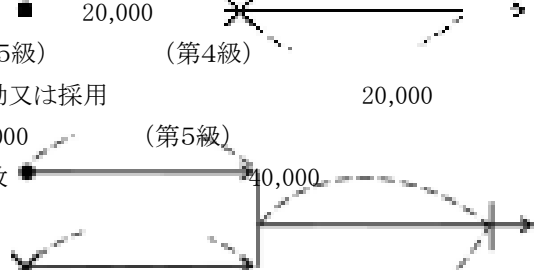
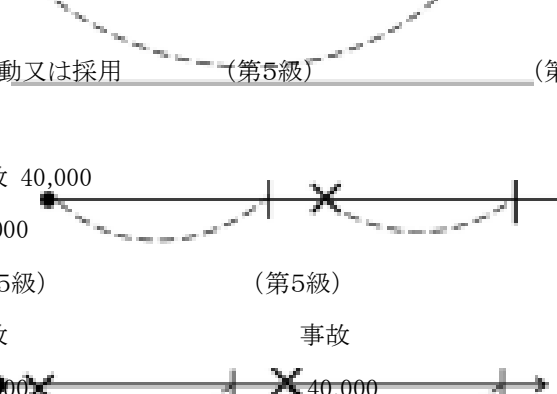
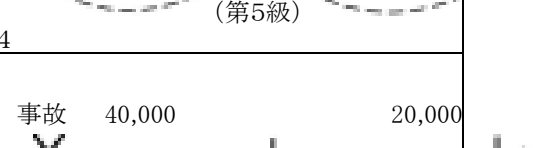
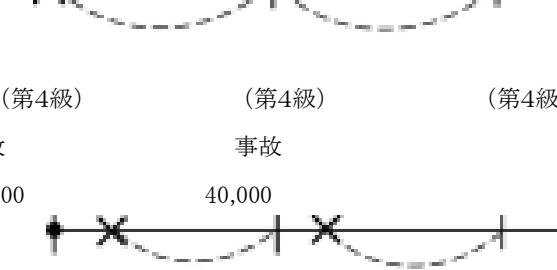
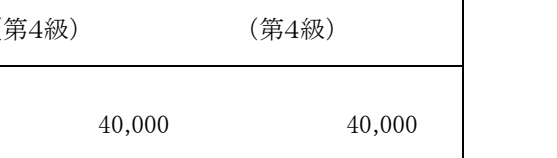
この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 (令和2年防衛研究所達第16号)

この達は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

走行距離算定基準表

走行距離の基準	賞詞の区分	説明図
(1) 移動又は採用の日から無事故で走行し基準走行距離が20,000キロメートルに達したとき。（当該期間に注意処分を受けたものを除く。以下同じ。）	第 5 級	
(2) 前号により表彰される前に事故を起こした車両操縦手は、事故以降無事故で走行し、基準走行距離が20,000キロメートルに達したとき。	第 5 級	
(3) 第1号又は第2号により表彰された車両操縦手が引き続き無事故で走行し、基準走行距離の通算が40,000キロメートルに達したとき。	第 4 級	
(4) 第1号又は第2号により表彰されたのち第3号により表彰されるまでに事故を起こした車両操縦手は、その事故以降無事故で走行し、基準走行距離が40,000キロメートルに達したとき。 なお、本号により表彰されたのち第5号により表彰されるまでに事故を起こしたものは、本号の定めに従わず。	第 5 級	
(5) 第4号により表彰された車両操縦手が引き続き無事故で走行し、基準走行距離が20,000キロメートルに達したとき。	第 4 級	
(6) 第3号又は第5号により表彰されたのち事故を起こした車両操縦手は、事故以降無事故で走行し、基準走行距離が40,000キロメートルに達したとき。なお本号により表彰されたのち第7号により表彰されるまでに事故を起こした者は、本号の定めに従わず。	第 4 級	
(7) 前号により表彰された車両操縦手のその後の表彰は、無事故で走行し基準走行距離が40,000キロメートルに達したつど。	第 4 級	

職務の遂行にあたり功績のあった表彰候補者推薦調書

部長等名

推薦 序列	所属・官職（階級）・氏名	功 績 の 大 要	部 長 等 の 意 見 （ 推 薦 賞 詞 区 分 ）	備 考

部長等名欄は、自署又は記名とする。

別紙様式第1(第4条関係)

職務の遂行にあたり 功績のあった表彰候補者（車両無事故操縦者）推薦調書

部長等名

推薦 序列	所属・官職（階級）・氏名	防衛省採用年月 日（防研採用年 月日）	走 行 距 離			部長等の意見 （推薦賞詞区分）	備 考
			前回の表彰時の 累計距離(前回 の表彰年月日)	今回の表彰の対 象になる距離	合 計		

部長等名欄は、自署又は記名とする。

別紙様式第2(第4条関係)

別紙様式第3 (第4条関係)

精 勤 章 推 薦 調 書

部長等名

序列	所 属	階級	氏 名	前回受賞年月	過去の 受賞回数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

部長等名欄は、自署又は記名とする。

感謝状贈与候補者推薦調書

部長等名

推薦 序列	住所及び氏名 (団体の場合は、その 団体及び代表者名)	功 勞 の 大 要	功勞が部内外に与えた影響	候補者の履歴 (団体の場合は、その団体 の業績概要)	備 考

部長等名欄は、自署又は記名とする。

別紙様式第4(第6条関係)